

第2回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第2回岩手町農業委員会総会は、令和5年8月22日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否意見の決定について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 追加議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 三浦 新吾
農地利用最適化推進委員 中関 康一

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第2回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、1番幅清一委員、7番田中正志委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。

(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求

めるものでございます。

5ページをご覧ください。

番号7、土地の所在は、大字五日市第11地割地内の畑2筆、計995㎡について、記載の譲り渡す方は高齢であり労力不足により耕作は難しいとのことで、親族である譲り受ける方に贈与し耕作していくものであります。なお、譲り受ける方は、後継者である息子さんと農業を営んでいる方でございます。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

また、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

三浦新吾推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

本日、午前9時から佐々木委員、中関推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号7番の農地について報告します。

7番の農地は●●の西側200メートル程の所にあり、畑として管理されておりました。

譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま報告をいただきました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、7ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

8ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定の申請によるものでございます。

番号5から7、土地の所在は、大字久保第1地割地内の田12筆10,000㎡、畑4筆40,564㎡、計16筆50,564㎡について、株式会社●●が、売買により農地を取得し、農業用施設を建設するものでございます。

番号5は、第1農場の埋却地を建設するため、記載の金額により売買するものでございます。

場所につきましては、17ページ、事業計画書、岩手県への許可申請に係る意見書・調査書は、18から22ページをご覧ください。

番号6は、第2農場の鶏糞焼却施設を建設するものでございます。鶏糞焼却棟、堆肥舎等を建設するため記載の農地ほか山林、宅地を含んだ金額により売買するものでございます。

場所につきましては、23ページ、事業計画書、岩手県への許可申請に係る意見書・調査書は、24から29ページをご覧ください。

番号7につきましては、第4農場を建設するため、農地又は山林を含み記載の3名の方から土地を取得し、鶏舎10棟、鶏糞焼却施設、管理棟、倉庫、電気、ガス設備などを建設するものでございます。

場所につきましては、30ページをご覧ください。

事業計画書、許可申請に係る岩手県への意見書・調査書は、31から36ページをご覧ください。

ページを戻って16ページをご覧ください。

番号8、土地の所在は、大字五日市第9地割地内の畑3筆、計290.66㎡について、一般住宅を建築するため土地代総額記載の金額において売買するものでございます。なお、1㎡あたり15,482円となります。

場所につきましては、37ページをご覧ください。

また、事業計画等詳細につきましては、38ページから41ページをご覧ください。

現在ご説明いたしました4番から8番につきましても、現地調査をしておりますので調査員の報告をお願いします。また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

中関推進委員 現地調査の結果について、推進委員の中関から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号4番から8番の農地転用の件について報告します。

4番の申請地は水堀地区、小山沢踏切の西側すぐの所にあり、休耕地として管理されておりました。

5番の申請地は豊岡地区、●●の向かいにあり、休耕地として管理されておりました。

6番の申請地は5番の申請地から北約400メートルの所にあり、隣接する山林と一体化しておりました。

7番の農地は5番の申請地から約800メートル南下した所に一団であり、全筆遊休農地化しておりました。

8番の農地は五日市生活改善センターから北約60メートルの所にあり、休耕地として管理されておりました。

各種申請に際し周辺農地への影響は無く、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

副 主 任 続きまして、私の方から受付番号4番の申請について説明いたします。

申請理由は先ほど補佐より説明いたしました通りで、借受人であります建設会社が、岩手町水道事業所発注の小山沢踏切の地下を横断する形で埋設されている水道管の交換工事に伴い、資材置場や仮設通路に使用するため令和5年度末までの期間賃貸借し、転用しようとするものであります。

12ページ及び13ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、総じて許可足りうる案件であると考えられます。

続きまして、受付番号5、6、7番の申請について、譲受人である株式会社●●の同一事業であることから、まとめて説明させていただきます。

転用目的は受付番号5番が、隣接地で現在稼働中の第1農場にて鳥インフルエンザが発生した場合に備えて埋却地を確保するもので、6番が鶏糞焼却施設建設目的、7番が第4農場建設目的となります。

転用に伴う各種基準の結果につきましては、受付番号5番については21、22ページに、6番は28、29ページに、7番は35、36ページにそれぞれ記載されておりますが、こちらは申請前の段階で株式会社●●が許可権者である岩手県および農政局と事前協議を行った結果となり、3案件全て基準を満たす内容となっておりますので、いくつか抜粋してご説明いたします。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上を踏まえ、受付番号5番から7番につきまして、総じて許可足りうる案件であると考えられます。

続きまして、受付番号8番の申請について説明いたします。40ページ、41ページ

ジをご覧ください。

申請理由は一般住宅建築に伴うものであり、申請地は都市計画法で指定用途が定められており、立地基準は原則転用が認められる第3種農地となります。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、転用に伴う各基準を満たしており、総じて許可足りうる案件であると考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。現在のジャパンファームの稼働状況は。

副 主 任 第1農場は現在稼働中。第2農場は建物が完成し、10月より稼働予定。第3農場は土地造成が間もなく終了する予定です。

1 番 幅 委 員 まだまだ土地を買う予定はあるのか。

副 主 任 次は第5農場を建設する計画と聞いています。用地交渉が難航しているという話で、場所など具体的なことは聞いておりません。

9 番 佐 々 木 委 員 今、稼働しているのは第1農場。臭いなど周辺からクレームとか聞いたことはありますか。水対策はどうなってますか。

副 主 任 臭いなどクレームはきていないです。

排水に関しては、先ほども説明しましたが、沈砂池、ため池を整備し、そこで一旦受けてから段階的に水路に流します。

1 番 幅 委 員 それでも大雨が降れば、●●の集落に流れてくる。だから昨年川の補修するために、かなりかかったと聞いている。

副 主 任 水の関係について、みらい創造課、建設課で協議し対応していると聞いています。

4 番 菊 池 委 員 農地ではないのですが、災害だけではなく、今後大型トラックが行き来すると道路に負担がかかる。実際、道路がかなり崩れる。カーブとか力がかかる所が。住民の方に不便ないように速やかに整備をしていただくことが重要なのかなど。あるいは、道路を広げる方針があるか分かりませんが、住民が不便ないように考えていかないといけない。

議 長 質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議 長 次に日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は42ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、43ページをご覧ください。

番号22から26についてですが、大字久保第4地割地内の畑8筆20,829㎡で、所有者の方5名の方が、岩手県農業公社と一括方式により10年間の賃貸借契約を結ぶものでございます。また、受け手となります農業者は、記載の●●となります。賃料につきましては、1名の方は使用貸借により、他の方は10a当たり4,000円での貸借となっております。

44ページの番号27については、大字川口第43地割地内の畑1筆1,394㎡で、岩手県農業公社と一括方式により10年間の賃貸借契約を結ぶものでございます。

賃料につきましては、牧草として活用するもので、10a当たり3,000円となります。

受け手の方は、所有者の方の別の畑も賃貸しているため、今回は追加として契約を結ぶものでございます。

今回、番号22から27番まで集積する面積は、22,223㎡となります。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎追加議案第1号

議 長 次に日程第7、追加議案第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 本日本日お配りしております追加議案書をご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の決定について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、岩手町長より提出があった変更案について、農業委員会の意見の決定を求めるものでございます。

農業経営基盤強化促進法第5条により岩手県では、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標等について、概ね5年から10年間を見通した総合的な基本方針を定めることとなっており、それに基づき各市町村では、農業経営に間する構想を作成する必要があり当町においても平成12年3月より策定しており、何度か変更しておりましたが、新たに令和4年4月に策定したところであります。

今回農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、県の基本方針の変更が生じたため当町においても変更したものでございます。

変更点としまして、新旧対照表をご参照ください。

主なものは、新たに新設されたました、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他実施に関する事項を追加し、農業者の確保また、支援体制の強化を促進していくものでございます。

また、法改正により地域計画推進事業に関する事項について、修正したものでございます。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番菊池委員 読み込むのに時間がかかりますね。今日この場で意見を決定しなければならないのですよね。

局長 補佐 今、策定中でございます。農業委員会の意見を伺って、その後振興局、県農業会議等でもんで、策定後もう一度農業委員会の意見を伺い決定させていただくスケジュールになっております。今回、こういう流れで変更になるということを見ていただければと。

9番佐々木委員 文書だけでなく実際何をどうするのか、細かいところをきちんとやってほしい。

局長 補佐 本来であれば事前に文書を配布出来れば良かったのですが。策定中でございますので、何かご不明な点がございましたら農林課の方に問い合わせただければと思います。

9番佐々木委員 地域計画はどこまで進んでいますか。

局長 補佐 前に人・農地プランで策定地図を作ったのですが、農業委員会としての役割はアンケートをとって一筆一筆今後5年後10年後、誰が耕作していくかを地図に書き込まなくてはならないのですが、農業委員の皆さんにはアンケート結果を基に足を運んでその方々の状況を確認していただくことになります。農業委員会では目標地図の素案を作ります。そして町で公告して令和7年3月末までに策定することになっております。

今年度、上鳴沢と今松地区で中間管理事業をやらうとしておりまして、それに伴って試験的にアンケート調査をしております。今の状況を確認し、今後、再来月あたりに全員にアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 長 質問なければ質疑を打ち切り、採決に入ります。

追加議案第1号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、賛成する方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第2回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時17分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

1 番

7 番